

1 東郷湖羽合臨海公園の委託業務に関する 事業計画書

東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の委託業務に関する事業計画書 目次

1 管理運営の基本的な考え方	
(1) 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の指定管理者を希望する理由	1
(2) 管理運営の方針	2
2 管理の基準	
(1) 有料公園施設の考え方と設定内容	3
ア 有料公園施設の考え方	3
イ 有料公園施設の設定内容	3
(2) 開園時間の考え方と設定内容	3
ア 開園時間の考え方	3
イ 開園時間の設定内容	3
(3) 休園日の考え方と設定内容	3
ア 休園日の考え方	3
イ 休園日の設定内容	3
(4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容	4
ア 考え方と実施内容	4
イ 利用者の苦情等の未然防止と対処方法	4
(5) 利用料金の考え方と設定内容	5
ア 利用料金の考え方	5
イ 利用料金の設定内容	5
(ア) 施設使用料	5
(イ) 設備使用料	6
(ウ) 新たに利用料金設定するものについて	6
(6) 利用料金の減免	7
ア 現行の減免基準	7
イ 新たな減免基準	8
(7) 個人情報保護への対応	8
(8) 情報の公開への対応	8
3 施設の管理・運営	
(1) 地区別の管理運営の方針	9
(2) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容	11
ア 業務実施の考え方	11
イ 業務の実施内容	11
(3) 外部委託の発注予定	17
ア 外部委託の考え方	17
イ 外部委託の業務内容	18
ウ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定	18
4 利用促進、サービス向上	
(1) 体験教室等の実施	18
ア 体験教室等実施の考え方	18
イ 体験学習会等の実施内容	18
(2) サービスの向上策ほか利用促進に向けた取組	19
(3) 自動販売機の設置等の考え方と設置内容	20
(ア) 設置の考え方	20
(イ) 設置内容	20
(4) 利用者等の要望の把握及び対応方針	21

5	事故・事件の防止措置と緊急時の対応等	
(1)	火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策	21
(2)	緊急時の体制・対応	21
(3)	保険加入の考え方と加入内容	24
	(ア) 加入の考え方	24
	(イ) 加入内容	24
6	ネーミングライツの提案	24
7	管理経費	
(1)	管理経費の効率化の考え方と収支計画	25
(2)	県委託料の額	25
8	組織及び職員の配置等	
(1)	管理運営の組織	25
(2)	職員の職種等	26
(3)	現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針	27
(4)	日常の職員配置	27
(5)	人材育成	27
(6)	各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項	28
(7)	障がい者又は高齢者の雇用計画	28
9	関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	28
10	法人等の社会的責任の遂行状況	
(1)	障がい者雇用	28
(2)	男女共同参画推進企業の認定	29
(3)	ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I 種又は II 種規格	29
(4)	あいサポート企業の認定	29
11	その他の計画等	
(1)	管理業務の移行計画	29
(2)	他の施設管理の実績	29
(3)	その他	29

別紙

臨海公園内の植栽樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務 30頁～45頁

様式 a 体験学習会等の実施計画

様式 b 自主事業実施計画

(様式2)

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。以下「臨海公園」という。)の指定管理者を希望する理由

一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体は、平成18年4月から臨海公園の指定管理者として広域都市公園の設置目的等を十分理解し、かつ、念頭におきながら様々なサービスと高質な公園管理運営を実践してまいりました。3期目の今期は、新たな見所として、長和田公園にシバザクラを導入、あやめ池公園のフジ、タマノカンザシを拡充し、あやめ以外の花でも、県中部地区の見所と言える場所になりました。また、老朽化した公園施設等の積極的な修繕を実施し、利用者から公園の設備が綺麗になって良くなったとのお声をいただいております。

私たちは、共同企業体として培ってきた特性・経験・ノウハウを十二分に発揮し「新たな視点による公園づくり」や「住民ニーズに対応したイベント開催、地域貢献」、「安全・安心に配慮した公園管理」を基本理念に管理運営を行います。第4期指定管理期間では、地区毎に利用目的を絞った公園づくりをより明確に行うことにより、子育て世代が長時間過ごせる場所を創出出来るよう進めていきます。また、鳥取県観光事業団管理の各施設が持っている特徴を生かし、共同事業を実施し集客に努めます。

私たち共同企業体は、公園の持つ素材(①県の中央部に立地、②大規模である、③海、湖、山と多様、④温泉地に隣接)を最大限活かせるよう、過年度から取り組んでいる前述の運営基本理念をベースに公園づくりを行います。

観光事業団の設置目的(鳥取県の豊かな自然や、特産物、地域で育まれた固有の歴史文化等恵まれた資源を活かし、観光客の誘致促進、観光宣伝等、観光振興を図り、それをもって県経済の発展、地域の活性化と県民の福祉の向上に寄与する)及び株式会社チュウブの経営理念・管理ノウハウ(人にやさしい、自然にやさしい)を融合させ、その場その環境に配慮した公園管理を行い、この公園に求められている使命を果たしたいと考えています。

【新たな視点による公園づくり】

- ① あやめ池公園和風庭園周辺樹林地整備及び駐車場拡充
- ② 各公園入口に大型看板設置
- ③ 樹木の間伐及び生育不良木の植替
- ④ 長和田地区未整備地を整備
- ⑤ あじさい園の植栽変更
- ⑥ 公園内にドックラン整備
- ⑦ 間伐木等のチップ化によるリサイクル(通年)

【地域ニーズに対応したイベント開催・地域貢献】

① 楽しみを提供するイベント

本公園の持つ環境・特性を活かし、誰でも気軽に楽しめる空間づくりを行い地域交流・活性化を図ります。また、東郷池と日本海が持つ景観を生かし、家族で気軽に参加できるイベント、ピクニックとマラソンが融合し、食事やゲームが楽しめる新企画「トレイルマラニック」を開催します。

② スポーツ体づくり事業

公園を取り巻く環境・施設を最大限に活用し、県民の体づくり・健康増進の更なる充実を図る事を目的とし、運転免許を返納された高齢者の方や農業に従事している女性を対象とした「出張転ばぬ先の健康運動教室」を行い、運動する機会がない方達への軽運動普及を行います。

③ 県民参画学習体験事業

地域・公園が持つ素材を活用し、子どもからお年寄りまで参加出来るイベント開催するとともに、新たなイベントを積極的に企画し県全域に訴求します。

④ ガーデンコンテスト開催

ガーデンコンテストを開催することにより、浅津公園を四季を通して花が楽しめる場所とします。また、ガーデンコンテストに併せて、周辺地域のボランティアにより球根植え付け体験会を行い、花が咲く頃に「観賞会」により皆がまた集まり、花を楽しんでいただきます。

⑤ 子育て応援事業

子育て中の女性向けのスポーツ教室を開催することで、気軽に楽しめるレクリエーション・軽スポーツを通し体づくり・健康増進・情報交換の拠点となっています。今後も子育て世代の応援に取り組むように努めていきます。

【安全・安心に配慮した公園管理】

- ① 遊具公園施設の安全点検の精度向上、体制整備に努めます。
- ② 循環型社会の実現を目指して樹木剪定枝、落ち葉等をチップ・堆肥化します。
- ③ 立地に配慮した管理用薬剤等の減量推進を行います。

(2) 管理運営の方針

① 公平な利用の確保

公の施設であることを念頭に、広く県民の利活用に供する施設運営を行い、特定の法人、団体等に有利又は不利となる取り扱いを行わないよう対応します。また、体育施設運営士を配置し地域スポーツ振興の拠点として貢献します。

② 地域ニーズを捉えた管理運営

地域（地区公民館、観光施設関係機関、東郷池の浄化を進める会、環境保護団体、公園利用者等）の意見・声を積極的に取り入れ、施設の魅力や利用者サービスの向上に努めます。

③ 効率的・効果的な公園管理と将来像の企画・デザイン

【効率的・効果的公園管理】

- ・保守管理に必要な機械力を積極的に導入し、経費・時間の削減を図ります。
- ・省エネ・環境対策のため、剪定枝・刈草・落ち葉等植物管理、発生物の園内リサイクルを推進します。
- ・外部委託や観光事業団全体での業務の共有化により、経費の節減、合理化に努め業務経営の健全化を図ります。

【公園の将来像の企画・デザイン】

- ・点在する各公園区域ごとの利用動向・立地を勘案し、新たな視線による特徴のある景観づくりを行います。
- ・基本的なスタンスとして安全・安心に配慮した「見通しのよい」景観形成を図ります。
- ・利用者の目線に立った公園づくりを行います。
- ・公園管理運営士を配置し、より効果的・効率的な公園管理運営を行います。

④ 安全・安心の確保

【法令の遵守】

都市公園法、都市公園条例及び各種関係法令を厳守し、適切な管理運営を行います。また、危機管理に対する職員の意識を高め、迅速な対応に努めます。

【施設の安全点検】

公園管理にあたっては、専門的な技術を必要とする施設設備の保守点検業務を専門業者に委託して定期的に実施します。その他の遊具等については職員が日常的に安全点検を行うほか、公園全体の点検や園内における事故防止のための綿密な巡視活動を行ない、遊具等の安全管理と事故防止の徹底を図ります。

【環境保全対策】

公園の立地に配慮した芝・植栽管理を行うとともに、循環型社会の実現を目指して樹木剪定枝、落ち葉等のチップ・堆肥化に努めます。

また、環境保全のため、薬剤の病害虫防除については発生初期の駆除及び被害の拡散防止を原則とし、予防のための定期的散布は行わない。又、使用量についても必要最小限とします。

⑤ 施設の利用促進策（レクリエーション活動の振興）

県民の様々なレクリエーション活動の拠点として、利用しやすい施設の環境整備を整えるとともに、次の事業を実施し、県民の健康増進と利用者の満足度向上に努めます。

- ◇楽しみを提供する事業
- ◇スポーツ体力づくり事業
- ◇シニア向け健康増進事業
- ◇子育て応援事業
- ◇県民参画学習体験事業
- ◇子供の自由研究応援事業
- ◇中国庭園燕趙園との共催事業

⑥ 県及び地域、関係機関との連携

【県との連携確保】

県の施策、許認可等に迅速に対応するため、常に密接な報告・連絡・相談を行い情報提供、情報開示に努めるとともに、県の取り組む公園づくりに積極的に係わり、魅力ある公園づくり、維持管理に努めます。

【地域、関係機関・団体との連携】

臨海公園の美化、環境保全に資するため地域の関係団体と連携を密にし、地域に愛される施設、公園づくりを目指します。

【観光事業団施設の連携】

長年県立施設を管理運営してきた実績やノウハウを観光事業団の各施設で共有し、下記の活動を行うことにより組織力を活用した来場者の満足度向上に努めます。

- ・各施設の特長を活かした連携イベントの開催
- ・共通割引券の発行やポスター等の作成など一体的な広報活動
- ・観光事業団の組織力を活かした効率的な営業活動の展開
- ・着ぐるみなどの保有資産の相互利用

【災害時・非常時の施設開放】

災害、非常時に即時対応できるような施設管理と職員研修を行います。また、近隣の施設間相互において協力体制を構築します。

- ⑦ インバウンド対策
外国語表記を追記した公園案内図とし、外国からの利用者へのサービス向上に努めます。
- ⑧ 社会的責任の遂行
障がい者雇用、男女共同参画等、公の施設を管理するものに求められる社会的責任を誠実に遂行します。

2 管理の基準

(1) 有料公園施設の考え方と設定内容

ア 有料公園施設の考え方

利用者が専用利用とすることにより、利便性が確保され、それが利用者間の公平性を保つと考えられる施設については有料とします。

イ 有料公園施設の設定内容

① あやめ池スポーツセンター

② 東郷湖カヌーセンター

③ 南谷テニスコート

④ 屋根のある多目的広場

を現行どおり有料公園施設とします。

なお、屋根のある多目的広場については、一般利用の際は現行どおり許可を要しないこととします。

(2) 開園時間の考え方と設定内容

ア 開園時間の考え方

現行の開園時間を継続します。

ただし、利用者の要望があった場合については、柔軟に対応します。

イ 開園時間の設定内容

午前9時～午後10時（下記①以外）

① 南谷テニスコート

午前9時～午後7時まで（4月1日～9月30日）

午前9時～午後6時まで（10月1日～翌年3月31日）とします。

(3) 休園日の考え方と設定内容

ア 休園日の考え方

施設の保守点検・定期清掃等を行い、利用者の安全を確保するため、現行どおり休園日を月1回とします。

イ 休園日の設定内容

毎月第3火曜日（祝祭日の場合はその直後の休日でない日）

及び12月29日～1月3日（7・8月は休園日なし）

(4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容

ア 考え方と実施内容

業務内容	実施の考え方及び実施内容	備考
① 受付案内業務	<p>親切・丁寧な受付及び案内、的確・迅速な対応、利用者に好感を与える対応を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用受付・用品貸し出し業務 ・予約受付・調整業務 ・利用相談・利用案内業務 ・苦情等への迅速かつ丁寧な対応(関係機関との連絡調整)等 ・施設予約システムの導入に伴う受付業務 	
② 利用の許可、利用の禁止又は制限	<p>利用者の利便性及び公平性が確保されると認められる場合においては、許可をします。</p> <p>許可、禁止、制限にあたっては、鳥取県都市公園条例を遵守し、適正に対応します。</p>	
③ 利用料金の徴収、減免、返還	<p>利用料金の徴収、減免、返還については、鳥取県都市公園条例を遵守し、適正に対応します。</p>	
④ 緊急時の対応	<p>緊急時に対応するため「緊急時の対応マニュアル(①火災・災害、利用者事故の対応、②夜間・休園日の対応、③差別落書きの対応)」に沿って職員一人一人が迅速・的確に行動し、利用者の安全確保等の体制を確立します。</p>	
⑤ 利用促進	<p>県民の幅広い公園利用を図るため、各種の事業を行うとともに公園の利用促進に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種事業開催による公園施設の利活用 <ul style="list-style-type: none"> ・入園者の楽しめるイベント等 ・県民参画学習体験 ・健康スポーツ・体力づくり推進 ・子育て応援事業 ・子供の自由研究応援企画 2 誘致・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種展示会への誘致 ・合宿・部活動・各種大会への誘致 ・健康スポーツ関係団体への利用促進 ・各種スポーツ・文化団体等への利用促進 3 広報媒体の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNSの充実 ・パンフレット・チラシの配布 ・ケーブルテレビの活用 ・報道機関の活用(パブリシティ) ・県・町報の活用等 	

イ 利用者の苦情等の未然防止と対処方法

〔未然防止〕

- ・職員は日頃から常に利用者からの意見に十分耳を傾け、丁寧に應對し、的確に対処することにより苦情・トラブルの未然防止に努めます。

〔対処方法〕

- ・軽微な案件はすみやかに対処します。
- ・検討を要する案件については、事業団本部や必要に応じて緑豊かな自然課と協議し、適格に対処します。

(5) 利用料金の考え方と設定内容

ア 利用料金の考え方

質の高い利用サービスを提供するため、現行の利用料金を継続して設定します。

イ 利用料金の設定内容

(ア) 施設使用料

		区 分		単 位	金 額	
あやめ池 スポーツ センター	体育室	一般利用	一般人	一人1回につき	50円	
		専用利用	営利を目的としない 場合	入場料等を徴 収しないとき	全面1時間につき	820円
					2分の1面1時間につき	410円
			営利を目的とする場 合	入場料等を徴 収するとき	全面1時間につき	1,640円
				入場料等を徴 収しないとき	全面1時間につき	26,220円
		入場料等を徴 収するとき	全面1時間につき	39,490円		
	トレーニン グルーム	一般利用	回数券又は1月利用 券によらないで利用 する場合	一般人	一人1回につき	150円
			回数券により利用す る場合	一般人	回数券11枚につき	1,500円
			1月利用券により利 用する場合	一般人	一人につき	1,050円
		専用利用		1時間につき	610円	
研修室			1時間につき	560円		

東郷湖カ ヌーセン ター	カヌー艇庫	1艇1月につき	1,540円
	研修室	1時間につき	510円
南谷テニスコート		1コート1時間につき	610円
屋根のある 多目的広場	営利を目的としない場合	全面1時間につき	2,160円
		2分の1面1時間につき	1,080円
		3分の1面1時間につき	720円
	営利を目的とする場合	全面1時間につき	18,200円

【照明に係る加算料金】

		区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター・体育室			1時間1灯につき	20円

(イ) 設備使用料

	区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター	バスケットボール器具	バスケットゴール台 1 対	1 組 1 回につき 2,160円
	バレーボール器具	支柱 1 対、ネット 1 張、アンテナ 1 対	1 組 1 回につき 200円
	ハンドボール器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 300円
	バドミントン器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 100円
	卓球器具	台 1 台、ネット (サポートを含む。) 1 張	1 組 1 回につき 100円
	テニス器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 200円
	フットサル器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 300円
	机		1 脚 1 回につき 20円
	椅子		1 脚 1 回につき 10円
	シャワー設備		1 回につき 50円
屋根のある多目的広場	テニス器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 200円
	夜間照明	全面	1 時間につき 920円
		2 分の 1 面	1 時間につき 460円
		3 分の 1 面	1 時間につき 300円
シャワー設備		1 回につき 50円	
宇野地区	シャワー設備	3 分間	100円

(ウ) 新たに利用料金設定するものについて
なし

(6) 利用料金の減免

ア 現行の減免基準

生徒等が主体となって専用利用するときについて、土曜日の利用については、利用料の負担軽減と利用促進を図るため減免とします。

また、あやめ池スポーツセンター体育室の専用利用で当共同企業体が設定した時間に利用する場合、5～10%の減免を行います。ただし、営利を目的としない場合で、入場料を徴収しない場合に限りです。

また、屋根のある多目的広場を営利目的として使用する場合は会場の準備、撤去に要する利用については50%の減免を行います。

		区分	注意事項	減免率	
あやめ池スポーツセンター (トレーニングルームを含む。)	東郷湖カヌーセンター (カヌー艇庫を除く。)	屋根のある多目的広場、テニスコート	県の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。	営利を目的としないものに限る	10/10
			都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。	営利を目的としないものに限る	10/10
			体育連盟(小・中・高)が行う講習会等	入場料又はこれに類するものを徴収しない。営利を目的としないものに限る	全県児童・生徒10/10、郡市以上の児童・生徒1/2
			学校(大学を除く)、専修学校、保育所又は体育連盟(小・中・高)が行う、学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事	校長等代表者が申し、物品等の販売を目的としないもの。入場料等は徴収しないものに限る。	10/10
			(ア)～(キ)の者及びその介護者 (ア)身体障がい者手帳の交付を受けた者 (イ)療育手帳の交付を受けた者 (ウ)精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者 (エ)児童相談所長又は知的障がい者更正相談所長が知的障がい者として証明した者及び知事から障がいの状態に関する証明書の交付を受けた者 (オ)児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして証明書を交付した者 (カ)小学校長又は中学校長が、知的障がい、病弱等によって情緒障がい等を有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者 (キ)特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者	専用利用する場合、入場料等を徴収しないもの。物品等の販売を目的としないものに限る。	個人で利用する場合10/10、団体に利用する場合の利用者の中に1/2以上の障がい者、70歳以上の者、要介護者等が含まれている場合10/10、1/2未満の場合1/2
			70歳以上の者		
			介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者		
			生徒等が主体となって専用利用するとき	県内の生徒等の人数割合が1/2以上で、月曜日から金曜日の利用日の6日前から利用日までの間に申込されたものに限る。	10/10
			県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請するもの		10/10
			ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき	1年間に各施設1日1回に限る	10/10
	とっとり県民の日並びに9月の第2土曜日及びその翌日に利用する場合	専用利用を行う場合は、とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合に限る	10/10		
	生徒等が主体となって専用利用するとき	土曜日に利用する場合	10/10		
あやめ池スポーツセンター	体育室	入場料等を徴収しないとき	全面及び2分の1面1時間につき	連続して3時間以上使用した場合0.5/10 連続して9時間以上使用した場合1/10	
	屋根のある多目的広場	営利を目的とする場合	会場の準備撤去	全面1時間につき5/10	

イ 新たな減免基準

あやめ池スポーツセンター(トレーニングルームを含む)、東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く)、屋根のある多目的広場、テニスコート	町が主催及び共催する事業において、東郷湖羽合臨海公園園長が認める場合	10/10
---	------------------------------------	-------

(7) 個人情報の保護への対応

- ・個人情報保護については、一般財団法人鳥取県観光事業団個人情報保護規程により適正に対応します。
- ・職員一人一人に対して、個人情報を扱っていることの重要性及び取扱いに関する職員研修を行い、個人情報の適正な管理に努めます。

(8) 情報の公開への対応

- ・情報公開については、鳥取県情報公開条例に基づき適正に対応します。
- ・個人情報と同様に、職員研修を実施し、情報公開に対する意識を高めます。

3 施設の管理・運営

(1) 地区別の管理運営の方針

環境に配慮し、東郷池周辺の環境美化再生に務めるとともに、やさしい環境づくりの観点から、環境に配慮した薬剤の使用に努めます。

地区名	管理運営の考え方及び実施内容
①藤津地区	<p>(1) あやめ池スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 —— 常時実施し、特にトレーニング機器は重点的に行います。 ・医務休憩室の設置 —— 利用者のケガ等に対応します。 ・利用手続きの簡素化 —— トレーニングルームの利用者に、回数券、一ヶ月定期券の発行により手続きの簡素化を図ります。 インターネット予約システムの継続 インターネットでの予約受付により手続きの簡素化を図ります。 ・全国大会等の誘致 県内の競技団体等への働きかけを行います。 <ul style="list-style-type: none"> * 全国ベテラン卓球大会 * インターミューラルバスケットボール大会 * 全日本フットサル中国地区大会 ・合宿等の誘致 —— 中部地区旅館組合等と連携して働きかけを行います。 ・体力測定機器の貸出 —— 一般入園者へ貸し出します。 ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急地震速報等を活用して、施設利用者や職員の身の安全確保、地震被害等の軽減を図ります。 ・島根原子力発電所災害時における避難所として対応します。 <p>(2) 東郷湖カヌーセンター 鳥取県カヌー協会と連携し、「鳥取県小中学生カヌー大会」の開催などカヌーの普及振興を図ります。</p> <p>(3) あやめ池公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タマノカンザシの徹底した育成管理を行います。 ・駐車場面積を一部拡充し、散策道へ進みやすくします。 ・藤棚の充実、水生植物園の増殖など公園の環境美化を進めます。 ・園内の美観づくりと徹底した維持管理を行います。 ・花ショウブの育成管理 —— あやめ池公園のシンボルであり、徹底した育成管理を行います。 開花時期 …… 6月 ・花壇・花木の育成管理 —— 藤棚、スイレン、タマノカンザシ、ハナミズキなどの育成管理を行います。 ・メダカ遊園池 —— 子どもの遊びの場、学習の場の提供 [東郷池メダカの会との共働による維持管理と環境学習] 会の開催 ・樹林地の散策路整備 —— 園内散策やウォーキング等の利用促進を図るため、日陰対策や園内を周回出来る散策路を整備します。 ・花の見ごろ情報の提供 —— 花ショウブ、藤、スイレン、タマノカンザシなどの見ごろ情報を提供します。 <p>(4) 多目的広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる芝広場であり、一層の利用促進に努めます。 ・レクリエーション器具の貸出し バドミントンセット、ソフトバレーボールセット <p>(5) ゲートボール・ペタンク場 ペタンク利用者が多く、常に使用可能の状態に維持管理します。</p> <p>(6) ターゲットバードゴルフ場 公認コースの基準を基にコースを整備し、教室、一般利用がいつでも出来るように維持管理します。</p>
②浅津地区	<p>(1) 催物広場 現在、地域の運動会・グラウンドゴルフ・ペタンク大会に利用されており、今後も地域のイベント、催物の一層の利用促進に努めます。</p> <p>(2) 児童遊戯広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 —— 毎日重点的に実施します。 [危険箇所 → 使用中止と修繕の徹底] ・遊戯施設 —— 模木造形遊具の点検

(3) 旧管理事務所

- ・活用 —— 玄関前の芝広場を地域の交流広場として利用します。
- ・管理 —— 旧管理事務所及び周辺花壇の維持管理を行います。

(4) ゲートボール場（10面）

公式のゲートボール大会などに利用されており、利用者が常に使用できるようコート清掃・除草を行うなど適切な維持管理を行います。

(5) ハナミズキの育成管理

日米友好の木であるハナミズキを浅津地区の見どころの一つとなるように育成管理します。

③南谷地区

(1) テニスコート（8面）

- ・各種大会の利用者が多く、ゴミ収集、清掃、除草の管理は常に実施します。
- ・春、夏季の合宿誘致 —— 旅館との連携により合宿の誘致に努めます。

(2) エントランス広場

- ・観察水槽 —— 子どもの学習体験の場として活用できるように、適正な管理を行います。
- ・浄化体験施設 —— 鳥取県衛生環境研究所と連携して管理します。

(3) 多目的広場

芝生化により、サッカーをはじめとする各種スポーツやレクリエーション大会など幅広い利用が可能になったことをうけ、子どもからお年寄りまで安心して使えるように維持管理します。

(4) はわいスケートパーク

スケートボード、インラインスケート、BMX専用パークとして一般利用、初心向けスクール、3競技合同イベント等を開催し利用促進に努めます。

(5) リハビリスポーツ広場

リハビリのための歩行訓練が可能な広場であり、使用可能な状態に管理します。

(6) 屋根のある多目的広場

- ・有料公園施設ですが、昼・夜を通して利用が多いことから、点検等維持管理は常時実施します。
- ・利用者に有効に利用していただくため、専用利用の予約がないときは、一般開放します。
- ・屋根がある施設の活用策として、準備・撤去に係る利用については、地域の催物、各種展示会などの利用を一層働きかけます。

(7) 体力測定広場

体力測定を行う14種類の器具があり、いつでも使用できるよう器具の安全点検など管理を適正に行います。

倒立ボード・フォワードベント・ボディーカール・腹筋台・ラダー・ぶら下り・懸垂屈腕・垂直とび・ベンチディップ・背筋力・ツイストサークル・握力・上体反らし・背骨のばし

(8) 子供広場

遊具の撤去に伴い、周囲の公園同様に適切な管理を行います。

(9) 100m走路

体力測定の一環として設置されており、いつでも使用できるよう清掃等の管理を行います。

(10) リサイクル施設

樹木の剪定枝、芝の刈草、落ち葉等はチップ化・堆肥化し、環境に配慮した公園づくりを行います。

—— 土壌改良材として活用〔循環型社会の実現を目指して〕

(11) ピクニック広場

保育園・幼稚園の遠足やグラウンドゴルフ愛好者の利用する広大な広場があり、近くに公園（麒麟公園）があることから、今後一層の利用促進を働きかけていくとともに、芝の維持保全と遊具の点検を行います。

(12) 麒麟公園

駐車場整備、花壇設置等により、子どもの公園利用が非常に多く、遊具の点検は重点的に実施し適切に管理します。

④長和田地区

(1) 芝・クローバー広場

- ・東郷池の景観には最高の場所であり、またグラウンドゴルフ場としても利用可能な公園であることから、徹底した公園管理を行います。
- ・花壇づくりについても人が集う公園となるよう段階的に芝桜を植栽し、名所となるよう管理を徹底します。
- ・動物模型の設置による、子どもの遊び場の提供

- (2) マメナシの育成管理
 グリーンウェイブ2015のとっとりアクションの一環として植樹したマメナシを育成管理し、この地区のシンボルとなるようにします。

⑤長瀬・宇野地区	[長瀬地区] サイクリング・ウォーキング利用者等のための自転車歩行者道の維持管理を行います。
	[宇野地区] (1) ピクニック広場 レジャー、レクリエーション活動の場として維持管理を行います。 (2) 海岸遊歩道 海岸沿いの遊歩道については、海側・東側に進入禁止措置を行います。 (3) キャンプ場 夏季にはキャンプ場として開放しており、その時期には、炊事棟、トイレ、シャワー室を利用可能な状態とし、利用期間中のゴミ等の清掃を入念に行うなど、お客様の満足のいく管理を行います。

(2) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容

ア 業務実施の考え方

- ・施設設備の管理にあたっては、日常の安全点検と清潔で快適な施設環境づくりを基本として、常時職員の巡視による安全点検と改修箇所の点検を実施し、保全に努めるとともに修繕、改修の場合、早急に検討し、改善措置を講じます。特に遊具・器具については、毎日職員による巡視点検と専門業者による定期点検により安全確保を徹底します。
- ・故障や改修の必要性が生じた場合、使用中止による安全確保と速やかな改修を行うとともに、大規模改修については、県と協議を行います。
- ・日常清掃は常時職員により実施するほか、定期清掃は専門業者に委託し、快適な環境づくりを中心とした維持管理を行います。

イ 業務の実施内容

業 務	実 施 内 容		実施回数
施設の清掃業務 (1) 園地清掃	日常清掃	公園を毎日巡回しゴミの回収を行う。 定期的に落ち葉の清掃、園路の草取り、及び排水管の清掃を行う。 除草は、環境に優しい公園づくりを目指すため、薬剤除草は控え、人的除草を中心に実施する。	毎日 定期
(2) 便所清掃	日常清掃	毎日全てのトイレの床、便器の清掃及びトイレトペーパーの補充をする。 【便器、手洗い器、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を常に清潔な状態に保つ。詰まり等には速やかに対処する。】	毎日
(3) あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター清掃〔4(1)清掃業務〕	日常清掃	①あやめ池スポーツセンター 電気クリーナー、モップ、ほうきを使用し、備品類で容易に移動できる物は移動して館内全域入念に行う。 机、カウンター等の拭き掃除は、塵払いの後、雑巾ふきを行う。 流し、手洗い等実情に応じて水洗い又は雑巾ふきを行う。 茶殻、たばこの吸殻、紙くずなどは所定の場所に捨て、容器は水洗いを行う。 便所の汚物入れ等は、汚物を捨て容器の内外を水洗いする玄関など人目に付きやすいガラス戸は、適宜清掃を行う。 トイレ、シャワー室等は水洗いを行う。 又、適宜館内外の蜘蛛の巣除去を行う。 ・アリーナ ・事務室 ・医務休憩室 ・老婦人トレーニングルーム（研修室） ・トレーニングルーム ・ロビー ・ホール ・男女洗面所 ・男女便所	週3日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日

	<ul style="list-style-type: none"> ・男女シャワー室 ・身体障がい者用便所 ・男女手洗い ・男女ロッカー ・観覧席 ・喫煙コーナー ・キャットウォーク ・玄関 ・下足室 ・器具室 	<p>毎日 毎日 毎日 毎日 週3日 毎日 — 毎日 毎日 毎日 年6回</p>
定期清掃	<p>日常清掃に加えて下記の清掃を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床洗浄ワックスがけは拭き掃除の後床を洗浄し、適正な基準量をもって塗布を行う。 ・窓ガラスは両面とも洗剤で汚れを落とした後、ガラススクイジーで水を切り窓枠、面台等を拭き仕上げを行う。 ・照明器具で取り外しのできるものは取り外し、汚れを落として乾布で拭く。 ・玄関の床面については、たわし等により丹念に洗浄を行う。 <p>①あやめ池スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室 ・トレーニングルーム ・ロビー ・ホール ・男女洗面所 ・観覧席 <p>上記拭きについてはアームストロング洗浄、及び適正なワックス塗布を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老婦人トレーニングルーム（研修室） <p>上記拭きについては、業務用クリーナーで清掃を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女便所 ・男女シャワー室 ・身体障がい者用便所 ・男女手洗 <p>上記拭きについては、エイトチェッカーは水洗いを行い、床面はモザイクタイル洗浄を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関 ・硝子窓 <p>上記拭きについて玄関はタワシ等により洗浄を行う。 硝子窓は両面とも洗剤で汚れを落とし乾布で拭く。</p>	
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入園者の方が、施設を快適に利用していただく為に、清掃中はお客様の邪魔にならないようじんあい、火気、引火物質、衛生面などに注意し日常点検及び職員の管理、指導に努めきれいな施設にする。 	
定期清掃	<p>②東郷湖カヌーセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール ・廊下 ・事務室 ・倉庫 ・湯沸室 ・身体障がい者トイレ ・男子更衣室 ・女子更衣室 <p>上記拭きについては、洗浄及びワックス塗布を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修室 <p>上記拭きについては、フローリングワックス塗布を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラス <p>上記拭きについては、両面とも洗剤で汚れを落とした後、ガラススクイジーで水を切り窓枠面台等乾布で拭く。その他照明器具で取り外せるものは取り外し、汚れを落とし乾布で拭</p>	年2回

	その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・風除室 ・玄関 ・男子トイレ ・女子トイレ たわし等により丹念に洗浄する。 ・入園者の方が、施設を快適に利用していただく為に、清掃中はお客様の邪魔にならないようじんあい、火気、引火物質、衛生面などに注意し日常点検及び職員の管理、指導に努めきれいな施設にする。	
(4) 廃棄物の処理〔4(1) 清掃業務〕		日常の公園管理、清掃中に回収した一般ゴミ、産業廃棄物(タイヤ・テレビ他)などについては処理施設、廃棄物引き取り業者に依頼して適性に処理を行う。	
夢広場防球ネットの機能性を保つ業務〔4(2) 夢広場防球ネット点検〕	固定式 電動式	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金具(目視) ・固定ワイヤー(目視・触感) ・ネット(目視) ・固定金具(目視) ・滑車(目視・触感) ・Uターン滑車(目視・触感) ・操作(操作) ・駆動ワイヤー(操作) ・たくし上げワイヤー(目視・触感) ・吊り上げワイヤー(目視・触感) ・ネット(目視) 上記について年に一回操作、ほつれ、破損、変形、摩耗他の点検を行う。また、日常操作している職員が目視点検を行う	年1回
南谷地区の観察水槽を適正に維持する業務〔4(3) 南谷観察水槽の維持管理〕	観察水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内の魚の治療及び死骸の除去 ・水槽の設定温度と現温水の確認 ・照明、クーラー、ヒーター、ポンプフロアの正常稼働の確認 ・給餌 ・濾過槽の点検 ・自動給水システムの点検 ・水質検査(PH, アンモニア、亜硝酸等) ・換水 ・水槽のガラス面、背面凝岩のこけ落とし等 上記について、専門業者による点検実施と、職員が異常の有無について日常の巡視点検を行う。	適時 適時 適時 2日1回 適時 適時 適時 月1回 4日1回
	実験水路	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留タンク、ポンプの正常作動の確認 職員が、異常の有無について日常点検を行う。	毎日
浄化槽法の規定に沿った保守点検〔4(4) 浄化槽保守点検〕		該当なし	
電気事業法に基づく保安規定に従って実施する定期点検、精密点検〔4(5) 自家用電気工作物の保守〕	月次点検 精密点検	外部点検 受電設備、構内電線路 <ul style="list-style-type: none"> ・引込線、開閉・計器用変成器 受電設備 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧機器 ・受配電盤 <ul style="list-style-type: none"> ・継電器等 ・設置装置 ・絶縁監視装置 ・非常用予備蓄電池装置 ・ケーブル <ul style="list-style-type: none"> 端末損傷・亀裂・遮へい層設置 ・遮断装置及び開閉器類 <ul style="list-style-type: none"> さび・動作実験 ・高圧機器 <ul style="list-style-type: none"> 加熱・ふくらみ 	隔月1回 年1回

		<ul style="list-style-type: none"> ・継電器等 動作特性 ・危険標識等 危険箇所 ・接地装置 接地抵抗値・はずれ・断線 ・絶縁監視装置 発信器・通報器・検出器 (設備容量150KVA・受電電圧6,600V・非常予備 発電装置設備容量40KVA) 	
消防法の規定に沿った定期点検〔3(6)消防設備の保守〕	機能点検	<p>外観機能点検 総合点検(外観・機能含む)</p> <p>自動火災報知設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機P型 ・作動式分布型感知器 ・作動式スポット型感知器 ・定温式スポット型感知器 ・煙感知器 ・発信器(P-1・2級) ・音響装置(ベル) ・消火栓 起動装置 ・交流電源 ・蓄電池設備 ・絶縁測定 <p>消火器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉末消火器 ・粉末消火設備 <p>屋内・屋外消火栓設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置 ・操作盤 ・屋内消火栓 ・起動用スイッチ ・表示灯 ・表示盤 ・呼水装置 ・放水試験 ・常用電源 ・配線点検 <p>非常警報放送設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増幅器出力 ・スピーカー回線 ・作動試験 ・スピーカー ・起動装置 押しボタン ・絶縁試験 ・常用電源 ・非常電源 <p>誘導灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 ・常用電源 <p>防火防排煙設備</p>	<p>年1回</p> <p>年1回</p>
施設内の犯罪等を防止する業務(休園日及び閉園時間を含む。) 〔4(7)施設の警備〕	<p>開園時間内</p> <p>開園時間外</p>	<p>施設内において、職員の巡視活動により不審者を発見した場合、警察と連携して事故、犯罪を未然に防ぐ。</p> <p>施設内警備は、火災警報設備・防犯警報装置と連動しており、異常発生の場合は警備会社に通報。</p> <p>〔 開館日 22時～8時30分 休館日 終日</p>	
遊具の機能性や安全性を保つ業務〔4(8)遊具の保守〕	日常点検	<p>日常点検については、遊具点検の講習を受けた職員が、公園施設点検マニュアル及び遊具等施設の安全点検業務仕様書に基づき点検し、その結果を点検簿に記入する。</p> <p>補修が必要な点があれば早急に改修する。</p>	毎日

下記の点検方法・点検作業従事者・判定基礎を基に、条件を満たした業者に点検委託する。

●遊具点検要領

全体

- ・遊具等を実際に使用して異常や危険がないか。
(使用して点検、目視)
- ・周囲の地表面に水溜り、穴、石等の危険箇所はないか。
(目視)
- ・鐘等の吊り下げ部分に、落下等の危険がないか。
(目視 引張る)

木材部

- ・支柱のぐらつき、がたつきはないか。(押す、引張る)
- ・遊具本体に傾斜、ぐらつきはないか。(目視、押す)
- ・支柱の地際部(基礎部)に腐食、ひび割れ等の異常がないか。(基礎天端まで掘って、ドライバー等で突き指し腐食状況を確認)
- ・各部材にひび割れ、ぶよつき、異常なふくらみ、カビ、キノコ、白アリ等による腐食、ささくれ、キズ等がないか。(目視、部材表面を押す)
- ・ボルト等の部品の欠落、ボルト金具類周辺の腐食破損はないか。(目視)
- ・地際部や地中部の塗装、防錆、防腐処理の状況は良好か。
(目視(地際部は掘って確認))

鋼材部

- ・大きなキズ、サビ等危険箇所はないか。(目視)
- ・パイプ部のがたつき、ぬけ等はないか。(目視、引張る)
- ・プレート部のがたつき、破損はないか。(目視、押す)
- ・溶接部にサビ、ひび割れ等異常は生じてないか。(目視)
- ・固定部にぐらつきはないか。(押す、引張る)
- ・地際部(基礎部)に、サビ、ひび割れ等の異常がないか。
(基礎天端まで掘って、ドライバー等で突き腐食状況を確認)
- ・塗装の状況は良好か。(目視)

ボルト金具類

- ・キズ、サビ等はないか。(目視)
- ・ボルト、金具類の欠落はないか。(目視)
- ・固定部、ボルトの締付状態は良好か。(スパナ等を使用)

プラスチック部(FRP)

- ・破損欠落はないか。(目視)
- ・がたつき、ぐらつきはないか。(押す、引張る)
- ・キズ、亀裂等の危険箇所はないか。(目視)

ロープネット類

- ・キズ、摩耗、破損はないか。(目視)
- ・欠落箇所はないか。(目視)
- ・取付部分の強度確認。(押す、引張る)

可動部

- ・可動部の状態は良好か。(可動して点検)
- ・チェーン、ワイヤーにねじれ破損はないか。(目視)
- ・可動部周辺の安全面に問題はないか。(可動して点検)

点検の方法

- ・目視、触診
- ・打診
- ・計測器等による計測

点検作業従事者

社団法人日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備技士」同等以上の知識を有する者

判定基準

点検の結果を記入した点検表や写真等をもとに、社団法人日本公園施設業協会が設定する「公園施設製品安全管理士」同等以上の知識を有する者が、以下の総合判定を行う。

[判定基準]

判定	判定内容
A	健全であり、修繕の必要がない。
B	部分的に異常はあるが、部分修繕を行えば、使用上問題なし。
C	やや重要な箇所に部分的な異常があり、対策が必要
D	主要部分・部品に異常があり、大規模な修繕又は破棄、ないしは再構築必要

[塗装に係わる判定基準]

判定	判定内容
I	再塗装の必要がない
II	部分的に再塗装が必要
III	全体的に再塗装が必要
IV	精密点検により腐食調査が必要

スケートパーク
セクションの保
守業務

定期点検

下記の点検方法・点検作業従事者・判定基礎を基に、条件を満
たした業者に点検委託する。

年1回

- 点検箇所
 - ・デッキ面
 - ・バンク/R面
 - ・転落防止柵
 - ・躯体部分
 - ・端部金具
 - ・進入版部分
 - ・その他
- 点検方法
 - ・増し締め
 - ・目視・触診
- 点検項目
 - ・ボルト・ナット・の緩み、欠損はないか
 - ・表面材にひび割れ、破損はないか
 - ・表面材に張りや反りはないか
 - ・変形、ぐらつきはないか
 - ・ジャッキはきいているか
 - ・ブレースの緩みはないか
 - ・部材の腐食・変形はないか
 - ・進入板の変形はないか
- 総合判定
 - A：健全であり、修繕の必要がない
(通常の監視を継続する)
 - B：やや劣化の兆候があるので、監視を続ける
(通常の監視を継続する)
 - C：部分的に異常があり、対策が必要
(使用を禁止し、部分修繕をする)
 - D：重要な部分に異常があり、対策が必要
(使用を禁止し、詳細な点検を要する)

運動施設の機能
性や安全性を保
つ業務〔4
(9)運動施設
の維持〕

体育館・テニスコート・スケートパークなど各運動施設の機能性や安全性
を保つ。また、毎日点検を行い、お客様が安全かつ快適に利用できるよう
維持管理を行う。

毎日

臨海公園内の植
樹樹木及び芝生
広場等の維持管
理を行う業務
〔4(10)植
栽の管理〕

別記「臨海公園内の植樹樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務」に記
載のとおり (P30~P45)

臨海公園内の施設設備を正常に保持し、適正な利用に供するための業務
〔4（11）施設の修繕〕

- ①施設設備の管理
施設の修繕（50万以下）及び部品交換等があれば、速やかに改修等に努める。
- ②危険不良箇所の処理
危険防止措置を講じるとともに、50万円以下の修繕については早急に改修する。50万円以上の修繕については早急に県へ要望して行く
- ③修繕記録
修繕・改修箇所等の記録をまとめておく。

公園施設点検マニュアル

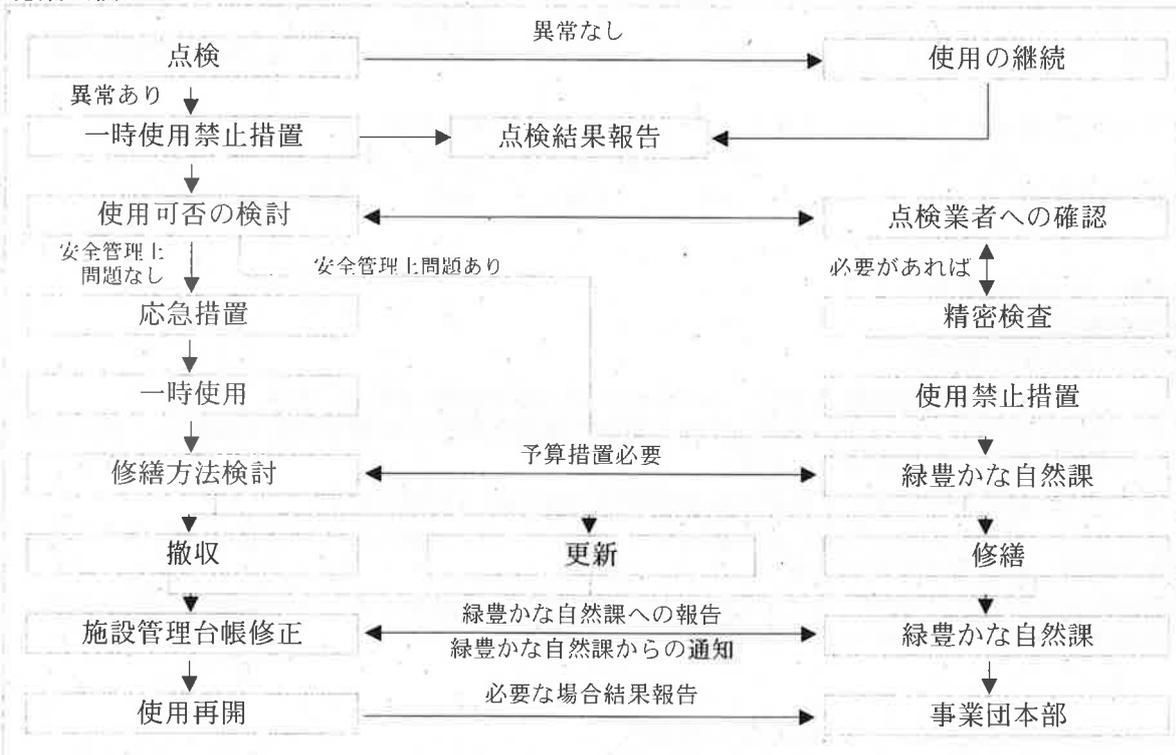
●点検要領

施設点検は、利用者の安全確保を図るうえで重要な業務であり、この点検業務の体系化は施設の維持管理を効率的に行っていく上で必要である。

本マニュアルにおいては、点検の内容・頻度等により3段階の点検区分を設定します。

点検を実施し異常が発見された場合は、施設点検フローに基づき適切な処置をとります。

施設点検フロー



●点検区分と内容

点検区	点検対象	頻度	点検方法	点検者	備考
点検一Ⅰ	全施設(遊具・器具を除く)	毎日	目視・触診・聴診・打診	職員	
点検一Ⅱ	遊具・器具	毎日	目視・触診・打診	職員	遊具・器具点検チェックリスト
点検一Ⅲ	全施設(遊具・器具を含む)	年1回	目視・触診・聴診・打診・計測	県土整備局・点検業者・職員	施設点検チェックリスト・遊具・器具点検チェックリスト

※ 点検対象には、機械設備等専門的な技術・知識を要する施設や法令に基づき点検を行なう施設で専門業者に管理・点検委託している施設は除きます。

※ 日常点検について、可能な限り複数人で点検する。また、特定の職員が毎回点検を行なうと、着目点が固定しがちになるため、複数人の輪番により行ないます。

(3) 外部委託の発注予定

ア 外部委託の考え方

指定管理者が行う業務のうち、専門又は特殊技術を必要とするもの等業務の性質上職員で処理することが困難な業務及び外部委託により処理することが業務の質を高め、又は経費の効率化が期待できる業務については、外部委託により行います。

また、委託先の選定方法については、当事業団財務規程に定めるところにより、5年間等の継続期間を前提とした契約や指名入札等により効率的な執行に努めます。

イ 外部委託の業務内容

種別	内 容	期 間	金額 (千円)	発注先	選定方法	理 由
委託	施設警備業務	5年	未定	県内	指名	
委託	清掃業務	5年	未定	県内	指名	
委託	自家用電気工作物保安業務	5年	未定	県内	随意	
委託	消防設備保守点検業務	5年	未定	県内	指名	
委託	防球ネット保守点検業務	5年	未定	県内	随意	
委託	観察水槽維持管理	5年	未定	県内	随意	
委託	トレーニング機器の安全点検	1年	未定	県内	随意	
委託	スケートパークセクション保守点検	1年	未定	県外	随意	県内に専門業者なし
委託	遊具保守点検	1年	未定	県外	随意	県内に専門業者なし
委託	園内除草業務	1年	未定	県内	随意	
委託	施設及び設備の修繕業務	1年	未定	県内	随意	
委託	外部委託イベント・外部講師	1年	未定	県内外	随意	

注：期間の5年は5年契約、1年は1年契約。選定方法の指名は指名競争入札、随意は随意契約の略

ウ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

種別	内 容	期 間	金額 (千円)	発注先	選定方法	理 由
委託	園内広場除草	1年	未定	県内	随意	

4 利用促進、サービス向上

(1) 体験教室等の実施

ア 体験教室等実施の考え方

- ・レクリエーション活動の振興を図ることによる心身の健康増進に寄与します。
- ・公園の機能を活用して、自然に関する生物、植物、環境に関する体験学習会を開催し、豊かな社会性や人間性をはぐくむ場を提供します。
- ・健康スポーツ教室等を開催し、県民の健康維持及び体力向上を図ります。
- ・子育て中の女性を中心に、気軽に楽しめるレクリエーション、軽スポーツを通し体力づくり、心身の健康増進、情報交換の場とします。
- ・超高齢化社会を向かえる中、シニアを対象とした軽運動、体操をすることで運動への関心を高め、健康寿命を伸ばし寝たきりゼロを目指します。

イ 体験学習会等の実施内容 (【様式a】は別紙)

NO	体験学習会等の名称	年間回数	参加者数見込	備考
1	「メダカの楽校」開校	3回	200人	メダカの会との協働
2	花ショウブ育成管理講習会	1回	50人	7月
3	タマノカンザシ株分け講習会	1回	50人	年/1回
4	寄せ植え教室	1回	20人	
5	公園に咲く草花を使って染物教室	1回	20人	
6	フラワーアレンジメント教室	1回	50人	
7	ミニ門松づくり教室	1回	20人	
8	東郷池周辺に棲むおさかな教室	1回	50人	
9	夏休み親子おもしろ講座	1回	60人	
10	健康スポーツ教室	100回	3,000人	月・水・金
11	レディーススポーツ教室	24回	480人	月/2回
12	ノルディック・ウォーク教室	42回	500人	週1回
13	みんなのヨガ教室	24回	240人	月/2回
14	シニア向け転ばぬ先の健康運動教室	40回	400人	月/4回

15	テニス愛好者交流大会	1回	32人	
16	ターゲットバードゴルフ大会	2回	40人	
17	鳥取県小中学生カヌー大会	1回	20人	県カヌー協会との協働
18	あやめ池スポーツ大会	1回	30人	3月開催
19	出張ノルディック・ウォーク教室	4回	130人	年/4回
20	出張転ばぬ先の健康運動教室	4回	50人	年/4回
21	スケートボード初心者スクール	2回	40人	KASnextと共催

(2) サービスの向上策ほか利用促進に向けた取組 (【様式b】は別紙)

- ① 賑わいのあるイベントの実施
公園やあやめ池スポーツセンターにマッチするイベントを開催し、賑わいの空間を創出します。
- ② 地域のグループ、団体の発表の場の提供
造園や植栽などを行うグループに、日頃の成果の発表の場を提供します。
- ③ 各種関係団体と連携した事業の開催
地域の関係団体と共催事業を開催し、地域活性、地域貢献に努めます。
- ④ 燕趙園との共催事業の実施
臨海公園の一部であり、同じ観光事業団の管理施設である燕趙園と一体となって、幅広い年齢層が楽しめる多彩なイベントを開催し、臨海公園の魅力発信、賑わいの創出に努めます。
- ⑤ 中部地域事業団施設共催事業の実施
臨海公園、燕趙園、二十世紀梨記念館と一体となって中部地域を盛り上げるイベントを実施し、活力ある地域づくりに貢献します。

取組名	取組の目的と概要
花と緑のフェア (NO 1)	【目的】 あやめ池に3万株の花ショウブが咲き誇る時期(6月)に開催し、利用者に花の祭典を楽しんでいただく。 【概要】 地域の関係団体との連携によるミニ庭園展示、苗の無料配布、花ショウブの育成相談コーナー、各種展示コーナー、出展コンテスト、物販飲食、アトラクションなど賑わいのある各種イベントを行う。 主催:「花と緑のフェア実行委員会」 共催:鳥取県、臨海公園、造園協会、文化団体、飲食物販店ほか
花ショウブ展示会 (NO 2)	【目的】 花ショウブ育成管理講習会と併せて、日頃地域の方々が、丹精込めて育て上げた花ショウブの展示会を開催し入園者の花ショウブへの関心を深める。 【概要】 手入れの行き届いた花ショウブの作品展示を行う。
タマノカンザシ観賞会 (NO 3)	【目的】 臨海公園に初めて植栽された花で、タマノカンザシ通りには約3,000株のタマノカンザシが咲き、あやめ池公園に賑わいをもたせる。タマノカンザシ株分け講習会と併せて開催し、より多くの来園者に、その珍しい花を楽しんでいただく。 【概要】 花の見ごろ時期に観賞会、花苗等の販売、育成相談を行う。
東郷池健康散策ウォーキング (NO 4)	【目的】 高齢化社会を迎えた現在、健康への関心が高まっている中、心身のリフレッシュを図る。 【概要】 臨海公園及び東郷池周辺の散策ウォーキング
東郷湖風の音コンサート (NO 5)	【目的】 水辺の環境に関わるトークを交えながら、豊かな自然をバックに地元音楽家等による夕べのコンサートを行う。 【概要】 多様な年齢層が楽しめるコンサートを開催する。
【燕趙園共催事業】 風の音コンサート プレイイベント「燕趙園花火」 (NO 6)	【目的】 燕趙園と共同事業を開催することにより、燕趙園を含めた臨海公園全体の利用促進並びに活性化を図る。 【概要】 風の音コンサートの関連イベントとして、燕趙園と共催で花火を打ち上げるとともに、プレコンサートを開催する。
【燕趙園共催事業】 秋の感謝祭 (NO 7)	【目的】 燕趙園と共同事業を開催することにより、燕趙園を含めた臨海公園全体の利用促進並びに活性化を図るとともに、スポーツセンターや臨海公園への興味関心を高める。 【概要】 日頃の公園利用に感謝し、体験コーナー、ゲームコーナー、草花・樹木の展示販売・物販飲食コーナー、作品展、スポーツ教室など多彩なイベントを開催する。

【燕趙園共催事業】 イルミネーション ナイトウォーク (NO 8)	【目的】 燕趙園と臨海公園が開催するイルミネーションを関連付けるイベントを開催することにより、さらに魅力の向上を図るとともに健康意識を高める。 【概要】 燕趙園とあやめ池の間をウォーキングし、イルミネーションを楽しむ。
【燕趙園共催事業】 あやめ池春のこどもまつり (NO 9)	【目的】 燕趙園と共催事業を開催することにより、燕趙園を含めた臨海公園全体の利用促進並びに活性化を図るとともに、スポーツセンターや臨海公園への興味関心を高める。 【概要】 日頃の公園利用に感謝し、家族で楽しめる体験コーナー、飲食コーナー、スポーツ教室など多彩なイベントを開催する。
ウインターイルミネーション (NO 10)	【目的】 あやめ池公園において、県民や観光客から親しまれ、賑わいを創出するようなイルミネーションを設置することで、県中部への回遊性を高めるとともに、県内外にPRできるような光の演出を行い、臨海公園への興味関心を高める。 【概要】 約62,000球のLEDを使い、光のダイヤモンド、コハクチョウ、光のドーム、鯉とあやめ等を彩り幻想的で神秘的な公園とする。 (毎年増設)
東郷湖ドラゴンカヌー大会 (NO 11)	【目的】 共催団体として、東郷湖を中心とした活気ある町づくりを促進し、地域に貢献する。 【概要】 東郷湖ドラゴンカヌー大会実行委員会が東郷池を主会場とし町内外に参加を呼びかけドラゴンカヌー大会を開催する。
スケートボード、BMX、インラインスケート3種目合同イベント (NO 12)	【目的】 3種目合同のイベントを開催することで、はわいスケートパークの魅力アップ、利用促進を図り、周辺観光施設振興に寄与する。パーク周辺の清掃等ボランティア活動を通し施設を大切に利用する心を育む。 【概要】 スケートボード、BMX、インラインスケート3種目合同イベントを開催し、はわいスケートパークの魅力を発信する。
トレイルマラニック大会 (NO 13)	【目的】 臨海公園及び東郷池周辺を歩き、周辺の自然に親しむ。 【概要】 臨海公園及び東郷池周辺をのんびり歩きながら、臨海公園の自然に親しむ。
3施設共催事業 観光事業団感謝祭 (NO 14)	【目的】 中部地区の賑わい創出し、地域の活性化を図る。 【概要】 中部地域の食をテーマに県内外のお客様を誘客し、地域の活性化を図る。

(3) 自動販売機の設置等の考え方と設置内容

ア 設置の考え方

公園利用者の利便性の確保を図るため、現在使用中の自動販売機を継続して設置します。

イ 設置内容

地区	設置場所	委託業者	機種	販売物
藤 津	あやめ池スポーツセンター			清涼飲料水
				清涼飲料水
	フード			
宇 野	あやめ池公園駐車場			清涼飲料水
				清涼飲料水
	あやめ池公園 カヌーセンター 休憩所			清涼飲料水
				清涼飲料水
				清涼飲料水
長 瀬	駐車場			清涼飲料水
				清涼飲料水
南 谷	テニスハウス			清涼飲料水
				清涼飲料水
	麒麟公園			清涼飲料水
		清涼飲料水		

	夢広場		清涼飲料水
			清涼飲料水
			清涼飲料水
浅津	スケートパーク場		清涼飲料水
	ゲートボール場		清涼飲料水
	旧管理センター前		清涼飲料水
	催物広場前駐車場		清涼飲料水
	さるすべり園駐車場		清涼飲料水
長和田	駐車場		清涼飲料水
			清涼飲料水

(4) 利用者等の要望の把握及び対応方針

〔要望の把握〕

- ・意見箱の常設
- ・定期的にアンケート調査
- ・ホームページの活用

〔対応方針〕

- ・「県民からの苦情・要望に対する対処法」のマニュアルに沿って的確な対応に努めます。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

- ・職員による日常点検、園内巡視活動の実施及び専門業者による定期点検を実施し、事故等を未然に防止します。
また利用者に対して、注意喚起をし、利用者自身の危機意識を向上させるよう努めます。
- ・災害・事故現場に対しては、二次被害を引き起こさないよう、原因の確認を行い、必要に応じ立入禁止措置や応急対策を行うとともに、県との協議の上改善対策を行います。

(2) 緊急時の体制・対応

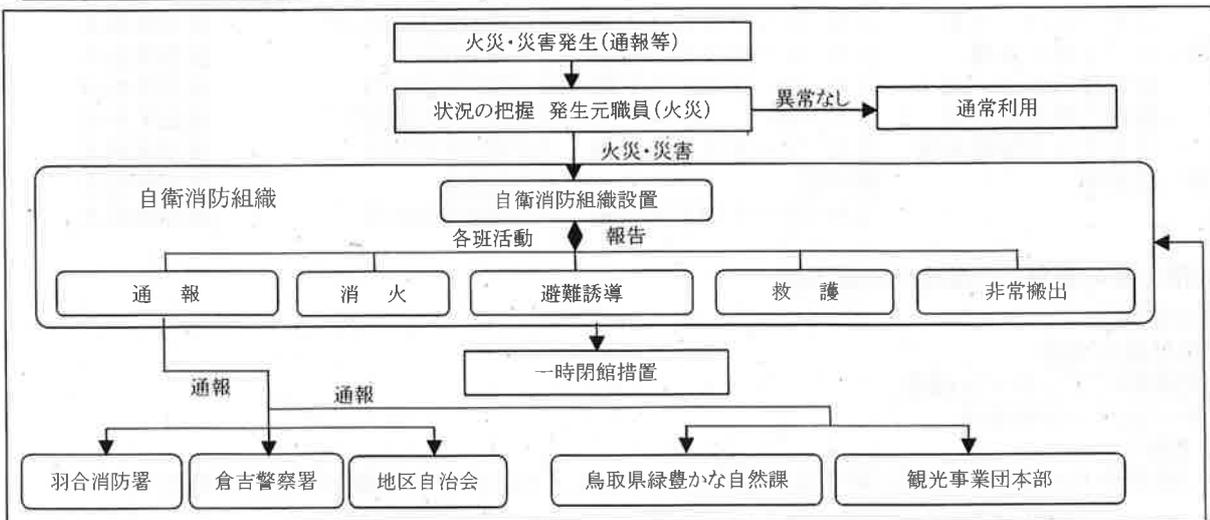
- ・緊急時に対応するため、「緊急時対応マニュアル（①火災、災害、利用者事故の対応、②夜間・休園日の対応、③差別落書きの対応）」に沿って職員一人ひとりが迅速、適格に行動し、利用者の安全確保等の体制を確立します。
- ・島根原子力発電所災害時における避難所として対応します。
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）を設置しており、緊急地震速報、気象警報、津波警報等災害予報に有効活用します。

〔連携機関〕

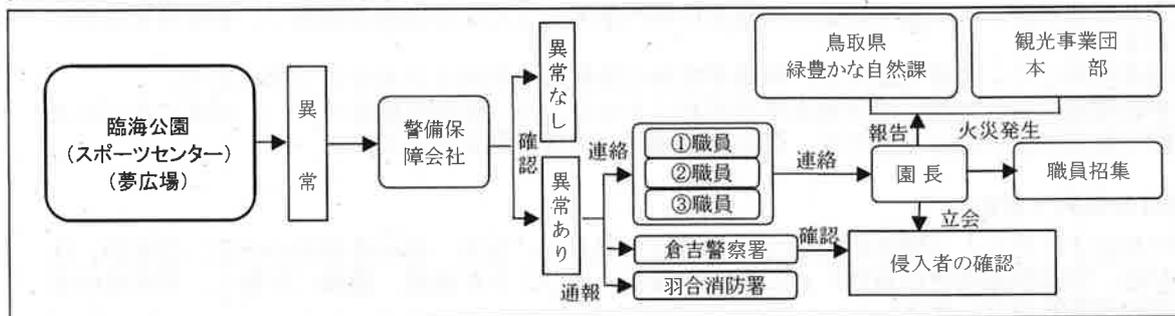
羽合消防署、倉吉警察署及び松崎駐在所、倉吉体育文化会館、伯耆しあわせの里、病院など

緊急時対応マニュアル

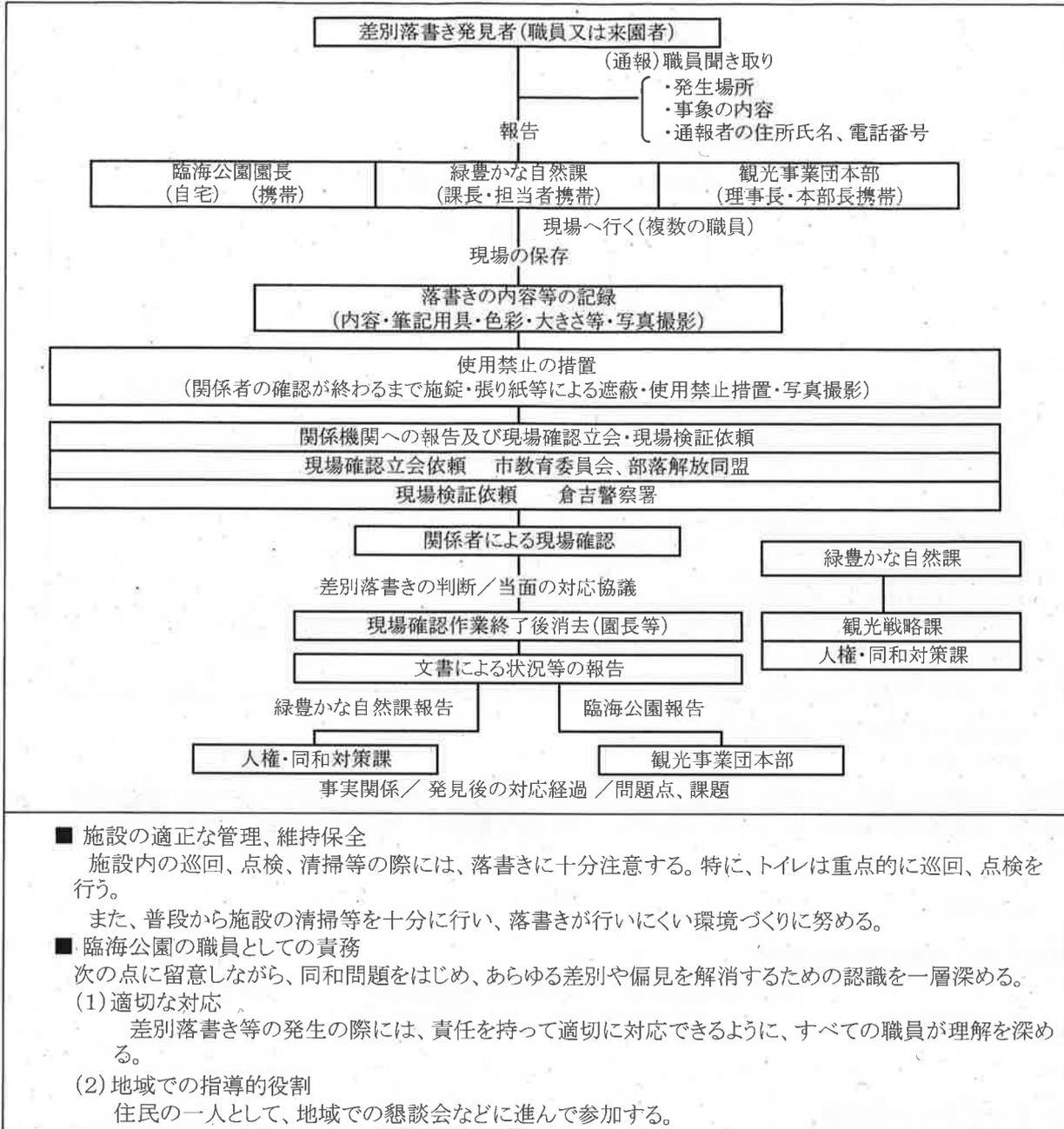
① 火災・災害、利用者事故の対応



② 夜間・休園日の対応

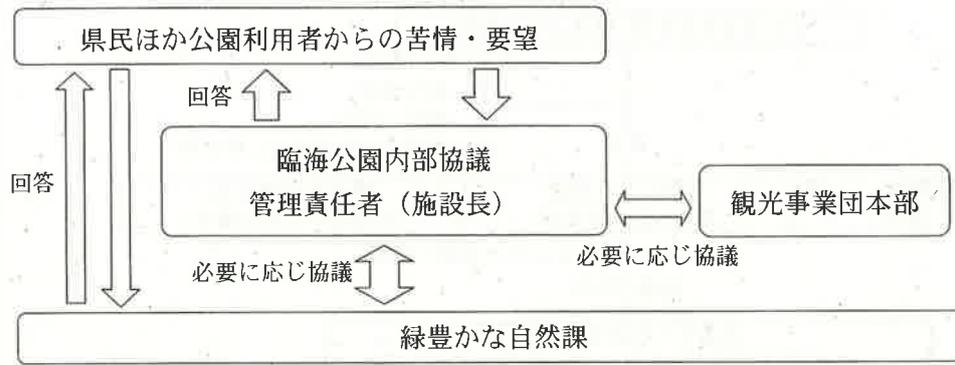


③ 差別落書きの対応



- 施設の適正な管理、維持保全
施設内の巡回、点検、清掃等の際には、落書きに十分注意する。特に、トイレは重点的に巡回、点検を行う。
また、普段から施設の清掃等を十分に行い、落書きが行いにくい環境づくりに努める。
- 臨海公園の職員としての責務
次の点に留意しながら、同和問題をはじめ、あらゆる差別や偏見を解消するための認識を一層深める。
 - (1) 適切な対応
差別落書き等の発生の際には、責任を持って適切に対応できるように、すべての職員が理解を深める。
 - (2) 地域での指導的役割
住民の一人として、地域での懇談会などに進んで参加する。

県民からの苦情・要望に対する対処法



(1) 苦情の受付

- ・ 苦情内容は最後までよく聞き、「いつ・どこで・何が・どのように・どうした」等具体的な現状を冷静に確認する。
- ・ 利用者に迷惑を掛けたことが明白な場合、まずお詫びし、気持ちをやわらげる。(言い訳しない)
- ・ 利用者と論議するのではなく、理解を得るように努める。

(2) 処理

- ・ 処理は迅速に行い、時間を要すると判断した場合、処理見通しを説明し了解を得る。
- ・ 処理が済み次第必ず苦情をいただいた方に結果を伝える。

(3) 原因の究明苦情処理報告書の作成

- ・ 必ず原因究明を行い、再発防止に努める。
 - ・ 苦情処理簿を作成し、今後の管理運営に生かす。(職員全員に処理の統一性を徹底する)
- その他、苦情・意見等については、館内に回答を掲示する。

(3) 保険加入の考え方と加入内容

ア 加入の考え方

施設・設備の不備及び管理上の瑕疵があった場合、利用者に対する賠償をするための施設所有(管理)者賠償責任保険に加入することとし、その適用範囲は、管理する臨海公園内の全範囲とします。

イ 加入内容

保険名称：施設賠償責任保険

	1名てん補限度額	1事故てん補限度額	免責金額
対人賠償責任	30,000千円	300,000千円	1千円

6 ネーミングライツの提案

なし

7 管理経費

(1) 管理経費の効率化の考え方と収支計画

〔経費の効率化〕

- ・共同企業体として、効果的な管理運営により経費の効率化を図ります。
- ・現在外部委託している建物の清掃業務のうち、日常清掃部分は、職員で実施します。
- ・園路の人力除草については、シルバー人材センターの活用により経費の節減を図ります。
- ・職員全員の運営経費の節減に対する意識の高揚を図り、節電・節水を中心に経費の節減に努めます。また、利用者に対しても可能な限り理解と協力を求めています。
- ・外部委託や観光事業団全体での業務の共有化により、経費の節減、合理化に努め業務経営の健全化を図ります。

〔収入の確保〕

- ・利用者の増加を図るため、公園施設の利用案内をパンフレット及びホームページの充実等により広く県民に情報提供を行うとともに、関係団体へ利用促進を働きかけるなど、施設の利用促進と利用収入の確保に努めます。
- ・健康スポーツ教室、各種学習会開催など積極的な事業展開を行い、利用者を確保するとともに、適正な参加料を設定し収入確保に努めます。

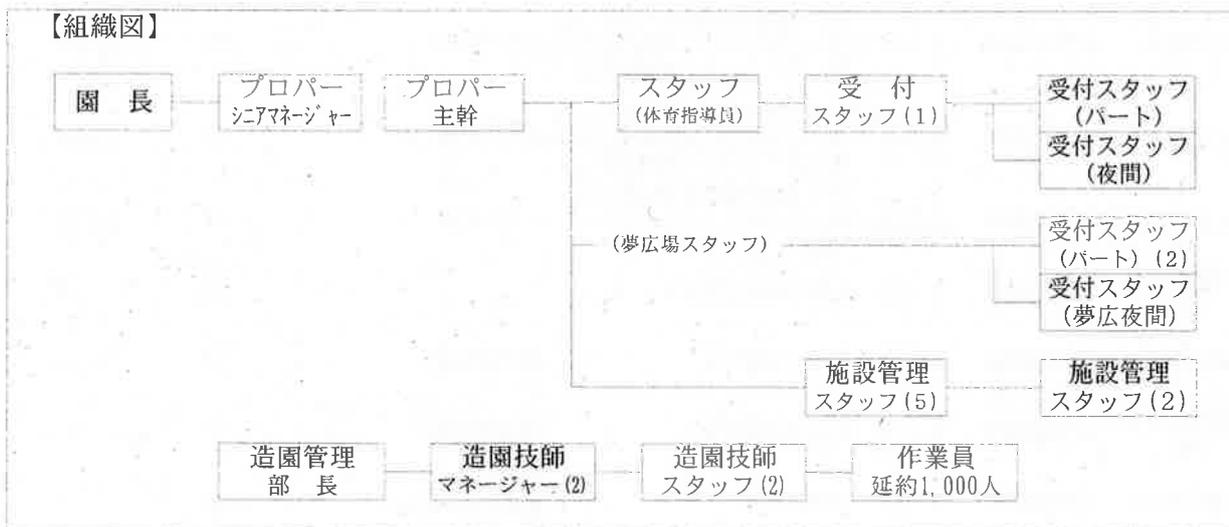
(2) 県委託料の額

総額及び年度内訳	提示額	県委託料上限額
総額（5カ年）	630,750千円	630,781千円
平成31年度	125,230千円	125,237千円
平成32年度	126,380千円	126,386千円
平成33年度	126,380千円	126,386千円
平成34年度	126,380千円	126,386千円
平成35年度	126,380千円	126,386千円

8 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

【組織図】



(2) 職員の職種等

職種 (職名)	雇用関係	月勤務 日数	担当する業務内容	資格等	現在の施設 職員の 継続雇用 の可否	人件費 (千円)
園長	常勤職員	22日	臨海公園管理・運営の総括	AED受講 ボイラー2級 危険物乙4	可	8,202
シニアマネージャー	常勤職員	22日	会計、施設管理、事業の企画	AED受講、危険物取扱者 丙種、甲種防火管理者	可	7,421
主幹	常勤職員	22日	会計、利用受付、事業の企画・ 広報	AED受講、甲種防火管理者、 上級体育施設管理士	可	3,766
スポーツ 指導員	常勤職員	22日	スポーツ教室 体力づくり指導	日本体育協会認定スポーツ プログラマー、日本ター ゲットバードゴルフ認定指 導員、ノルディック・ ウォーク指導員、障害者ス ポーツ指導員(初級)、A ED受講	可	3,290
受付スタッフ	常勤職員	22日	スポーツセンター利用者の受付、応 接、利用許可、レクリエーション事業の 補助、広報、営業	AED受講、ノルディッ ク・ウォーク指導員、日本 体育協会認定スポーツリー ダー	可	2,416
施設管理 スタッフ	非常勤職員	15日	スポーツセンター利用者の受 付、応接、公園施設の安全点 検、植栽管理	AED受講 遊具日常点検受講	可	1,609
施設管理 スタッフ	常勤職員	22日	公園清掃作業、遊具・器具日常 点検、施設設備小修繕	AED受講 遊具日常点検受講	可	2,416
施設管理 スタッフ	常勤職員	22日	公園清掃作業、遊具・器具日常 点検、施設設備小修繕	AED受講 遊具日常点検受講	可	2,416
施設管理 スタッフ	常勤職員	22日	公園清掃作業、遊具・器具日常 点検、施設設備小修繕	AED受講 遊具日常点検受講	可	2,416
施設管理 スタッフ	常勤職員	22日	公園清掃作業、遊具・器具日常 点検、施設設備小修繕	AED受講 遊具日常点検受講	可	2,416
施設管理 スタッフ	常勤職員	22日	公園清掃作業、遊具・器具日常 点検、施設設備小修繕	AED受講 遊具日常点検受講	可	2,416
施設管理 スタッフ	常勤職員	22日	公園清掃作業、遊具・器具日常 点検、施設設備小修繕	AED受講 遊具日常点検受講	可	—
施設管理 スタッフ	常勤職員	22日	公園清掃作業、遊具・器具日常 点検、施設設備小修繕	AED受講 遊具日常点検受講	可	—
受付職員	非常勤職員	26日 (130時間)	あやめ池スポーツセンター利用者の受 付、応接、利用許可	AED受講	可	1,741
受付職員	非常勤職員	15日	ハワイ夢広場利用者の受付、応 接、利用許可、体力器具日常点 検、スケートパーク解閉錠	AED受講	可	1,609
受付職員	非常勤職員	15日	ハワイ夢広場利用者の受付、応 接、利用許可、体力器具日常点 検、スケートパーク解閉錠	AED受講	可	1,609
受付職員	非常勤職員	26日 (130時間)	ハワイ夢広場利用者の受付、応 接、利用許可、スケートパーク 閉錠	AED受講	可	1,741
造園管理部 部長	非常勤職員	15日	公園内植栽管理総括		可	—
造園管理主任	非常勤職員	15日	公園内植栽管理	1級造園技能士	可	—
造園技術主任 (兼)	非常勤職員	15日	公園内植栽管理	1級造園技能士	可	—
造園技術員	非常勤職員	10日	公園内管理	建設機械運転 足場組立作業主任	可	—
造園技術員	非常勤職員	10日	公園内植栽管理	建設機械運転、足場組立作 業主任、玉掛作業小型移 動クレーン運転	可	—
					合計	45,484

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

施設機能の活性化と入園者への良質なサービスを提供するため、経験や実績を活かした管理運営のノウハウや実践的な能力を備えた現在の施設職員を継続雇用するとともに、効果的な人材育成を図ることにより更なるサービス向上に努めます。

(4) 日常の職員配置

		8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00		
管理事務所	園長	朝礼	事務室															
	シニアマネージャー	朝礼	事務室															
	主幹	朝礼	事務室															
	指導スタッフ	朝礼	事務室															
	受付スタッフ	朝礼	事務室															
	受付スタッフ	朝礼	事務室															
	受付スタッフ												事務室					
臨海公園内	管理スタッフ	朝礼	公園内管理・清掃業務等															
	管理スタッフ	朝礼	公園内管理・清掃業務等															
	管理スタッフ	朝礼	公園内管理・清掃業務等															
	管理スタッフ	朝礼	公園内管理・清掃業務等															
	管理スタッフ	朝礼	公園内管理・清掃業務等															
	管理スタッフ	朝礼	公園内管理・清掃業務等															
	管理スタッフ	朝礼	公園内管理・清掃業務等															
夢広場	受付スタッフ		夢広場事務室・南谷テニスコート巡回等															
	受付スタッフ		夢広場事務室・南谷テニスコート巡回等															
	受付スタッフ											夢広場事務室						
臨海公園内	造園管理部参事	朝礼																
	造園管理主任	朝礼	公園内植栽管理業務															
	造園技術主任	朝礼	公園内植栽管理業務															
	造園技術員	朝礼	公園内植栽管理業務															
	造園技術員	朝礼	公園内植栽管理業務															

(5) 人材育成

接遇、経理、管理運營業務など、職員一人ひとりがこれまでに培った実務経験や専門的な知識、技能を活用し来場者へのサービス向上や効率的な管理運営を実践するとともに、観光事業団全体で行う、人権研修・接遇研修・会計研修を活用して職場全体の業務水準のレベルアップを図ります。

区分	研修内容	実施回数	備考
公園施設管理講習会	植栽管理研修会	年2回	(一社) 日本造園建設協会
	都市緑化技術講習会	年1回	(財) 公園緑地管理財団
	公園管理運営講習会	年1回	(財) 公園緑地管理財団
	遊具日常点検講習会	年1回	(社) 日本公園緑地協会
階層別研修	若手職員研修	年1回	観光事業団
	中堅職員研修	年1回	観光事業団
	管理職研修	年1回	観光事業団
人材育成研修	体育施設管理士養成講習会	年1回	日本体育施設協会
	スポーツ指導者育成講習会	年1回	日本体育協会
	防火管理者資格取得講習会	年1回	中部広域行政管理組合
	心肺蘇生法・AED講習会	年2回	中部広域行政管理組合
	人権研修	年2回	観光事業団
	接遇研修	年1回	観光事業団
	個人情報保護・情報公開研修	年1回	観光事業団
会計実務研修	知識習得と実務能力の向上	年1回	観光事業団

(6) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

〔代表者の権限〕

- ①管理運営全般の統括
- ②県の施策、方針等の折衝
- ③共同企業体の管理運営に係る経費及び会計処理

〔業務分担〕

(一財) 鳥取県観光事業団 (甲)	(株) チュウブ (乙)
①管理運営の総括	①植栽保守管理業務
②施設設備の保守管理	②緑地景観の形成等公園美化に係る業務
③施設利用者の応接、案内	③イベント等集客事業への参画
④イベント等集客事業の実施	④効果的な集客促進事業の提案、助言等
⑤公園施設の利用許可等の事務	⑤効率的な施設管理の指導、助言等
⑥共同企業体に係る会計事務	⑥甲の職員に係る施設管理研修の実施
⑦応接・接遇、人権等各種研修	⑦管理事務所への職員駐在
⑧その他乙に属さない管理運営業務	(常勤及び非常勤職員：経費は乙の負担)

※共同企業体の管理運営に係る経費は甲の責任において、処理するものとする。

(7) 障がい者又は高齢者の雇用計画

- ・障がい者の雇用については、鳥取県観光事業団全体で計画し進めております。
- ・高齢者の雇用については、一般の採用者と同様の取扱で進めております。

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

該当無し

10 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

〔申請書の提出時点において該当する項目に☑点を付してください〕

ア 常用労働者数50人以上の事業者であり、

- 法定雇用率を達成している。
(一般財団法人鳥取県観光事業団並びに株式会社チュウブ共通事項)
(平成25年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障がい者雇用状況報告書」の写しを添付すること)
- 法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が50人未満の事業者であり、

- 障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)
- 障がい者を雇用していない。

※ 障がい者の就労支援に関する活動が評価され、平成25年2月に全国社会就労センター協力企業として表彰

(2) 男女共同参画推進企業の認定

[申請書の提出時点において該当する項目に☑点を付してください]

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
(一般財団法人鳥取県観光事業団並びに株式会社チュウブ共通事項)
(認定証の写しを添付すること)

男女共同参画推進企業に認定されていない。

※ 鳥取県から特に意欲的な取組を推進している企業として、平成24年10月に「うれしい職場ささえる大賞」(優秀賞)を受賞

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格

[申請書の提出時点において該当する項目に☑点を付してください]

ISO14001、TEASⅠ種規格又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(一般財団法人鳥取県観光事業団)
(登録証等の写しを添付すること)

認証登録されていない。(株式会社チュウブ)

(4) あいサポート企業の認定

- あいサポート企業に認定されている。
(一般財団法人鳥取県観光事業団並びに株式会社チュウブ共通事項)

あいサポート企業に認定されていない。

1.1 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

該当無し

(2) 他の施設管理の実績

施設名	管理期間	所在地
氷ノ山自然ふれあい館	平成11年7月～	八頭郡若桜町つく米
鳥取砂丘こどもの国	平成11年4月～	鳥取市浜坂1157-1
中国庭園燕趙園	平成7年7月～	東伯郡湯梨浜町引地565-1
夢みなとタワー	平成10年5月～	境港市竹内団地255-3
とっとり花回廊	平成11年4月～	西伯郡南部町鶴田110
鳥取二十世紀梨記念館	平成21年4月～	倉吉市駄経寺町198-4

(3) その他(特記すべき事項があれば記入してください)

なし